新潟県保安林の指定による損失補償に関する要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第25条第１項第４号以下に掲げる目的を達成するために実施される保安林の指定によって生ずる損失について、法第35条及び同法施行令（昭和26年政令第276号）第５条の規定より県が行う損失の補償（以下「補償」という。）を適正に実施するため、保安林の指定によって生ずる損失の補償の額の算定方法及び補償の請求の手続について定めるものとする。

（損失補償の対象）

第２条　補償は、次の各号のすべてに該当する保安林の立木（標準伐期齢以上のものに限る。）を対象として行うものとする。

(1)　指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められた保安林

(2)　標準伐期齢以上の立木がある保安林

(3)　森林所有者等（保安林として指定された森林の森林所有者、その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者をいい、その承継人を含む。以下同じ。）が国又は地方公共団体でない保安林。

(4)　過去において森林法第41条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行われたことのない保安林。

(5)　補償に係る保安林が、法第25条第１項第４号から第11号までの目的を達成するための保安林（以下「４号以下保安林」という。）であって、法第25条第１項第１号から第３号までの目的を達成するための保安林（以下「流域保全保安林」という。）が重ねて指定されている場合にあっては、４号以下保安林に係る指定施業要件に定める制限と流域保全保安林にかかる指定施業要件に定める制限とを比較して、４号以下保安林に係る指定施業要件に定める制限がより厳しい保安林。

２　前項にかかわらず、次の各号に掲げる保安林については、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により補償すべき損失が生じないと考えられるので、補償は行わないものとする。

(1)　近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林

(2)　保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等とが同一である保安林

(3)　現に荒廃し、又は荒廃しつつある保安林

（損失補償の方法）

第３条　補償は、金銭をもって行なうものとし、次条の規定により算定される毎年の補償の額を交付するものとする。

（補償の額）

第４条　保安林の立木に係る補償の額は、当該保安林に係る指定施業要件として定められた主伐に係る伐採種の区分に従い、それぞれ次の各号に定める算式により算出した額を毎年の損失額とみなし、当該損失額に相当する額とする。

(1)　禁　　伐

$$A \cdot P$$

Ａは、林分立木価額

Ｐは、法定利率

(2)　択　　伐

$$\left\{ A - \left(R_1 + \frac{R_2}{P} \right) \right\} P$$

Ａは、林分立木価額

R_1は、保安林指定後最初に行なう択伐による伐採の収穫価

R_2は、保安林指定後第２年目以降毎年行なう択伐による伐採の収穫価

Ｐは、法定利率

２　前項の算式における林分立木価額は、次の算式により算出される当該林分に係る立木の価額の合計額とする。

$$\left\{ f_1 \left(\frac{A_1}{1+nr} B_1 \right) + f_2 \left(\frac{A_2}{1+nr} B_2 \right) + f_3 \left(\frac{A_3}{1+nr} B_3 \right) \right\} V$$

f_1　は、素材となる部分の立木材積に対する割合

f_2　は、薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材１立方メートルから生産される薪の層積立方メートル数又は束数を乗じて得た割合

f_3　は、炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材１立方メートルから生産される木炭の俵数を乗じて得た割合

A_1　、A_2　、A_3　は、それぞれ１立方メートルの素材、１層積立方メートル若しくは１束の薪又は１俵の木炭のもより市場における取引価格

ｎ　は、その立木の伐出事業の投下資本の推定回収期間

ｒ　は、伐出事業の推定総資本月収益率

B_1　、B_2、B_3　は、それぞれ素材１立方メートル当り、薪１層積立法メートル若しくは１束当り又は木炭１俵当りの伐採、加工、運搬その他もより市場において販売するまでに要する経費の合計額Ｖは、その立木の材積

３　前２項の算式における各計算項目の数値は、法33条１項に準じた法33条６項の規定による保安林の指定の告示のあった日現在における数値によるものとする。た

だし、その後において著しい事情の変更があったときは、その数値を適正なものに補正することができる。

（補償額の月割計算）

第５条　前条の補償の額は、年の途中において保安林の指定その他補償を行わなければならない原因が生じたときは当該原因の生じた月の翌月から月数により、年の途中において保安林の指定の解除その他補償を行なうことを要しない原因が生じたときは当該原因の生じた当日までの月数により、それぞれ月割計算するものとする。

２　森林所有者等若しくは保安林の指定施業要件の変更等により補償をすべき相手方又は補償の額の算出方法に変更があった場合における補償の額についても、前項の例に準じ、月割計算するものとする。

（補償の請求）

第６条　補償を受けようとする森林所有者等は、毎年の補償の額について、その翌年の１月31日までに、次に掲げる書類（正副２通）を知事に提出して請求するものとする。

(1)　補償請求書（別記様式第１号）

(2)　損失額算定書（別記様式第２号）

(3)　森林所有者等であることを証する書面

（補償の決定）

第７条　知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、別に定める様式による予備調査書及び評価調査書を作成の上、補償の要否及び補償をすべき場合にあってはその補償の額を決定する。

２　知事は、前項の規定による決定をしたときは、補償をすべきものと決定した場合にあってはその補償の額を、補償すべきものでないと決定したときはその旨及びその理由を、補償の請求をした者に対して通知するものとする。

附　　則

この要綱は、平成12年４月１日より施行する。

この要綱は、令和２年４月１日より施行する。

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

この要綱は、令和７年10月１日より施行する。

別記様式　第１号

整　理　番　号

保安林損失補償請求書

年　月　日

新潟県知事　　様

住　所

請求人

氏　名　　（法人にあっては名称および代表者の氏名）

次の保安林に対する　　年分の損失補償金として金　　円也を支払われたく、新潟県保安林の指定による損失補償に関する要綱第６条の規定により、関係書類を添えて請求する。

都道府県	市　郡	町　村	大　字	字	地　　番

別記様式　第２号

保安林損失額算定書

林分立木価額	年間補償額	本年補償額	補償月数
円	円	円	カ月

参考（補償金支払先関係）

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普・当		ﾌﾘｶﾞﾅ

請求者連絡先

固定電話	
携帯電話	
メールアドレス	

※支払先内容の確認等、至急の連絡時に使用したいのでなるべくご記入ください。